

令和6年度

上尾市立瓦葺中学校いじめ防止基本方針

上尾市立瓦葺中学校

# 上尾市立瓦葺中学校 いじめ防止基本方針

## 目 次

はじめに

### 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの基本認識

### 2 いじめに取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

- (1) 設置目的
- (2) 組織の構成員
- (3) 活動内容
- (4) 関係機関との連携

### 3 いじめの防止

- (1) 教職員の言動・姿勢
- (2) いじめを許さない学級づくり
- (3) わかる授業づくり（学習指導）
- (4) 道徳教育の推進
- (5) 生徒によるいじめ防止の取組
- (6) ネットいじめへの対応

### 4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめの早期発見
- (2) いじめに対する措置
- (3) 重大事態への対応

※「上尾市立瓦葺中学校いじめ対応マニュアル」

※上尾市立瓦葺中学校いじめ認知における基本方針

## はじめに

いじめは全ての生徒に関する問題である。全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。

本校では、保護者、地域、関係機関等との連携を図りながら、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行ってきた。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処してきた。平成25年12月には、「上尾市いじめ根絶中学生宣言」を受けて臨時生徒会朝会を開催し、「**瓦葺中学校いじめ根絶宣言**」を行い、その後、全教室、全トイレ、昇降口、廊下、階段に「上尾市いじめ根絶中学生宣言」を掲示し、常に生徒が《いじめ0》を意識できるようにしている。また、生徒会によるいじめの防止等に係る主体的な活動として、「いじめをしない、許さない」と宣言した生徒に配付している。

上尾市立瓦葺中学校いじめ防止基本方針（以下「瓦葺中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規程に基づき、本校の実状に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

上尾市立瓦葺中学校では、いじめを次のように定義する。

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### (2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる  
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい  
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる  
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する  
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する  
→いじめる側の児童・生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある  
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある  
→教師の不用意な発言や児童・生徒への接し方が、児童・生徒をいじめの対象にしてしまう

## 2 いじめに取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

### (1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

### (2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、学校医、生徒指導担当教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、アッピースマイルサポーター

### (3) 活動内容

## 【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

## 【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

## 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む)

## (4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

## 3 いじめの防止

### 【いじめは絶対に許さない、見過ごさない】

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。その基本姿勢として、

①いじめは絶対に許さない、見過ごさないという毅然とした指導を徹底する

②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる

また、その際、

①いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。

②いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難

している生徒については、生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

### (1) 教職員の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教職員が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめはあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、生徒に「いじめは絶対に許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童（生徒）から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ アンケートやチェックリストの活用

定期的に生活アンケート調査を実施したり、いじめチェックリストを活用したり、毎日の生活記録ノートを点検することで、気づきにくいいじめ（ネットいじめ等）の早期発見に努める。

#### オ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。また、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

### (2) いじめを許さない学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。次の点について十分配慮して学級づくり取り組む。

#### ア 安心・安全な学校生活を送ることができる学級

- ・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・居場所をつくる。
- ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・基準を示す。（「…してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

#### イ 自尊感情や自己有用感を育む学級（意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える）

- ・学校行事及び体験活動等による一人一人が活躍できる学級活動。
- ・コミュニケーション能力の育成。（ソーシャルスキルトレーニング等の活用）

#### ウ 自助・共助の力を身につけさせる学級

- ・生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

### (3) わかる授業づくり（学習指導）

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

#### ア 指導方法の工夫・改善（授業改善）

- ・各研究推進部の研究成果を統合した授業スタイル

#### イ 教師一人一人の指導力（授業力）の向上

- ・校内研修、授業研究会の実施

#### ウ 学習個人カルテの活用

- ・生徒一人一人の学習状況、習熟度の分析を基にした、個に応じたきめ細かい学習指導

#### エ 家庭学習の習慣化

- ・計画的な宿題の提示

#### オ 読書活動の更なる推進

### (4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る。

#### ア 道徳コーナーの設置による授業や感想の共有

#### イ 「明日への扉」「彩の国の道徳」の活用

#### (5) 生徒によるいじめ防止の取組

生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア いじめ根絶の意思表示「ラブバッチ」上尾市いじめ根絶中学生宣言に賛同し「いじめをしない」と宣言した生徒に、生徒会から宣言したことを証明するラブバッチを送り、常に身につけてもらう
- イ 生徒会、部活動による朝の「あいさつ運動」の実施
- ウ 各クラスの学級委員を中心に、クラスの成果や課題を把握・改善するための話合いの実施

#### (6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する資料を活用し、適切なネット利用を啓発する。

### 4 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 『I's』にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内



体制を確立する。

- ウ 『I's』にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について改善に努める。
- オ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
  - ・学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
  - ・子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。
- カ 学期に1回、「教育相談週間」を設定し、全校生徒に二者面談を実施する。

## (2) いじめに対する措置

### 【いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守りとおす】

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を徹底して守りとおすとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。

（「瓦葺中学校いじめ対応マニュアル」（別紙）に基づいた対応）

- イ いじめる生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

- ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- エ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

- オ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

- カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

- キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共通、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (3) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の14ページに規定されている。具体的には、

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

#### ア 重大事態発生時の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

#### イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

#### ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

#### エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。

- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

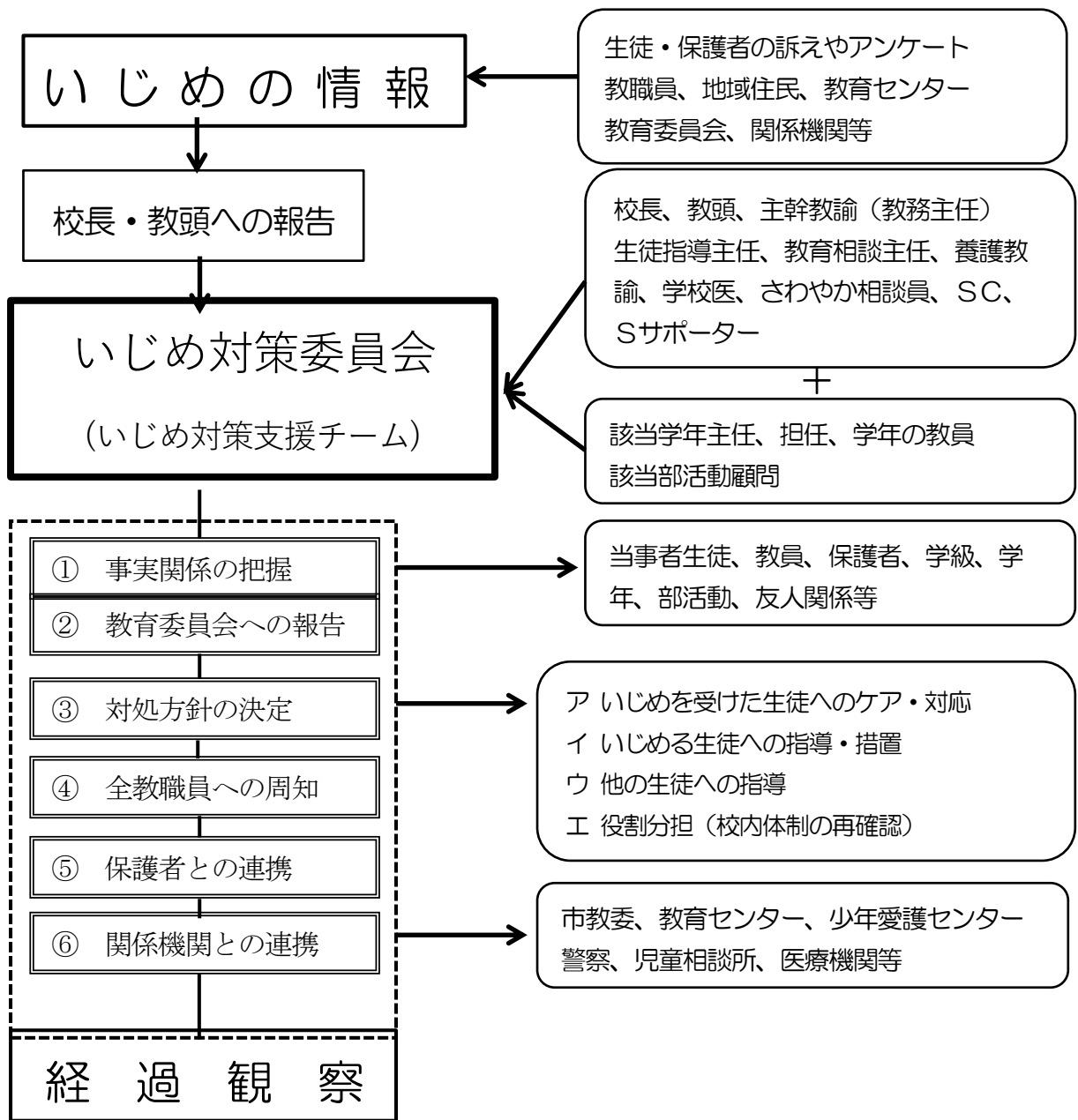
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

# 上尾市立瓦葺中学校いじめ対応マニュアル

\*いじめの訴えや情報、その兆候等は、どんな些細なものでも真剣に受け止める。  
 \*特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。  
 \*家庭や関係機関との連携を密にし、学校のみで解決することに固執しない。  
 \*いじめを継続させないために、必要に応じて弾力的に対応する。



## 上尾市立瓦葺中学校いじめ認知における基本方針

いじめ防止対策推進法制定を受けて、いじめの認知に対する共通理解を図る。

いじめの危険度を三段階に分け、指導の徹底を図る。

A：直接命に関わりそうもないが、指導後も経過観察が必要と考えられる事案。

B：すぐには命に関わるいじめではないが悪質と考えられる事案。

C：生命や生活を脅かすと考えられる、大変危険な事案。

危険度	トラブルの概要	解消までの経緯
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ からかい</li> <li>・ 友への厳しい接し方</li> <li>・ 口喧嘩</li> <li>・ 特定できない悪口</li> <li>・ 無視、さけるなどの態度</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導委員会「報告」</li> <li>②学年で周知・共通理解「指導方針」</li> <li>③指導</li> <li>④最低1週間の経過観察</li> <li>⑤校長に報告「解消」</li> </ol>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ からかい（長期的・複数人）</li> <li>・ 生徒、保護者からの訴え</li> <li>・ 学年、学級での孤立（仲間外れ）</li> <li>・ 持ち物へのいたずら</li> <li>・ 荷物を持たせる。（使い走り）</li> <li>・ 悪口（長期的・複数人）</li> <li>・ LINE、ツイッター、ブログ等への悪質な書き込み</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導委員会「報告」</li> <li>②学年で周知・共通理解「指導方針」</li> <li>③保護者等に連絡し面談を実施</li> <li>④保護者と共通理解のもと指導</li> <li>⑤校長に中間報告</li> <li>⑥報告書にまとめ市教委に提出「教頭確認」</li> <li>⑦最低1ヶ月の経過観察</li> <li>⑧校長に報告「解消」</li> </ol>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット上への悪質な写真等、個人情報流失</li> <li>・ 一方的な日常的暴力行為</li> <li>・ いじめによる自殺未遂</li> <li>・ 留まることのない金品の要求</li> <li>・ 陰湿な非行行為の強制</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導委員会「報告」</li> <li>②学校全体で周知・共通理解「指導方針」</li> <li>③市教委に一報を挙げ簡単な経緯説明「校長」</li> <li>④「いじめ対策検討委員会」の立ち上げ</li> <li>⑤関係機関、SC等との連携強化</li> <li>⑥保護者等に連絡し面談を実施</li> <li>⑦保護者と共通理解のもと指導</li> <li>⑧校長に中間報告</li> <li>⑨報告書にまとめ市教委に提出「教頭確認」</li> <li>⑩卒業までの経過観察「毎月校長に報告」</li> <li>⑪最終報告書を市教委に提出「解消」</li> </ol>